

○多古町マスコットキャラクター「ふっくらたまこ」着ぐるみ貸出要綱
(平成 27 年 5 月 22 日告示第 43 号)

(趣旨)

第 1 条 この告示は、多古町マスコットキャラクター「ふっくらたまこ」が多古町を P R すること及び町民に町への愛着を持たせることを目的に活動する団体に、多古町が所有する「ふっくらたまこ」の着ぐるみ（以下「着ぐるみ」という。）を貸し出す場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象行事)

第 2 条 貸出しの対象行事は、次のとおりとする。

- (1) 国及び地方公共団体が開催する行事。
- (2) 町内各行政区、N P O、社会福祉法人等の公共的団体（法人格を有しないものを含む。）が開催する行事のうち、収益を上げることが主たる目的として開催しない行事。
- (3) 民間企業等が開催する行事のうち、社会貢献活動等公益的な目的で開催する行事。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、多古町の魅力の発信に資する行事、多古町との連携協力の下に開催する行事、その他町長が公益的観点から適当と判断する行事。

(使用の承諾)

第 3 条 着ぐるみの使用を希望する者（以下「使用希望者」という。）は、あらかじめ「ふっくらたまこ」着ぐるみ使用申請書（別記第 1 号様式）に必要事項を記入の上、使用を希望する団体の概要及び行事の概要が分かる資料を添えて、町長に提出し、その承諾を得なければならない。

- 2 前項の申請の受付期間は、使用開始日の 7 日前の多古町の休日を定める条例（平成元年多古町条例第 17 号）で定める休日以外の日（以下「開庁日」という。）までとし、その受付時間は、開庁日の午前 9 時から午後 5 時までとする。
- 3 町長は、第 1 項の申請があった場合は、その内容が次の各号のいずれかに該当すると認められる場合には、使用を承諾しないことができる。
 - (1) 使用を希望する行事が前条各号のいずれにも該当しないとき。
 - (2) 多古町の品位を傷つけるおそれ又は正しい理解の妨げになるおそれのあるとき。
 - (3) 着ぐるみの正しい使用方法に従って使用されないおそれのあるとき。
 - (4) 法令等に違反し、又は公序良俗に反するおそれのあるとき。
 - (5) 特定の政治家等の個人、政党若しくは宗教団体を支援するものであるとき、又はこれらを支援し、若しくは公認しているような誤解を与えるおそれのあるとき。
 - (6) 「ふっくらたまこ」のイメージを損なうおそれのあるとき。

(7) 前各号に掲げるもののほか、町長が着ぐるみの使用について不相当であると認めるとき。

- 4 町長は、着ぐるみの使用を承諾する場合は、「ふっくらたまこ」着ぐるみ使用承諾通知書（別記第2号様式）により使用希望者に通知するものとする。
- 5 町長は、承諾に際し、条件を付することができる。
- 6 町長は、着ぐるみの使用を承諾しない場合は、「ふっくらたまこ」着ぐるみ使用不承諾通知書（別記第3号様式）により使用希望者に通知するものとする。
（貸出及び返却方法）

第4条 前条第4項の規定により使用承諾の通知を受けた者（以下「使用者」という。）は、原則として担当課から直接着ぐるみを借受け、及び直接返却することとし、その作業は、使用者が行うものとする。

- 2 やむを得ず前項の作業を別の者に依頼する場合は、あらかじめ担当課長の承諾を受けることとし、借受、返却に要す経費は、使用者の負担とする。
- 3 貸出及び返却の場所は、町長が指定する場所とする。

（貸出数）

第5条 着ぐるみの貸出は、1行事につき1体とする。

（貸出期間）

第6条 貸出期間は、貸出日から返却日を含め原則7日以内とする。

- 2 貸出・返却時間は、開庁日の午前9時から午後5時までとする。

（貸出料）

第7条 貸出料は、無料とする。

（着用制限）

第8条 着ぐるみを着用する者（以下「着用者」という。）は、18歳以上とし、着用者の身長は、おおむね160センチメートル以上170センチメートル以下とする。

（遵守事項）

第9条 使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承諾された行事のみに使用すること。
- (2) 貸出期間を遵守すること。
- (3) 着ぐるみ返却時には、着ぐるみを使用した際の状況が分かる写真等を提出すること。
- (4) 着ぐるみを第三者に転貸しないこと。
- (5) 着ぐるみの使用について、別に定める注意事項を遵守して取扱うこと。
- (6) 第3条第5項の規定により条件が付された場合は、これに従って使用すること。

（承諾の取消し）

第10条 使用者が前条に定める事項を遵守しなかったときは、その承諾を取消すとともに、同じ団体からの第3条第1項に規定する使用申請は、今後一切受

け付けない。この場合において、使用者に損害が生じても、町長は一切その責めを負わない。

(原状回復)

第 11 条 使用者が故意又は過失により使用期間中に着ぐるみを毀損し、汚損し、又は紛失した場合は、使用者の責任と負担により、補修若しくはクリーニングを行い、又は弁償し、原状に復さなければならない。

2 第三者の故意若しくは過失による行為又は使用者の責に帰することができない理由により毀損、汚損又は紛失した場合においても前項と同様とする。この場合において、使用者の当該第三者への求償は妨げない。

(町長の責任)

第 12 条 着ぐるみの使用により使用者が被った被害に対しては、町長は一切その責めを負わない。使用者が着ぐるみを使用することに起因して第三者に対して被害を与えた場合も同様とする。

(補則)

第 13 条 この告示に定めるもののほか、着ぐるみの取扱いに関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

第 1 号様式(第 3 条関係)

「ふっくらたまこ」着ぐるみ使用申請書
[別紙参照]

第 2 号様式(第 3 条関係)

「ふっくらたまこ」着ぐるみ使用承諾通知書
[別紙参照]

第 3 号様式(第 3 条関係)

「ふっくらたまこ」着ぐるみ使用不承諾通知書
[別紙参照]